

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市女性団体活動事業補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	女性団体の自立と活動の活性化を図り、男女共同参画社会形成のため、女性団体が行う公益的な活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	補助金の交付対象となる女性団体活動事業を行うもの
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、消耗品費、燃料費、食料費及び印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算計上額を上限とする
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	佐渡市補助金等交付規準の一部例外規定による
補助率等	市長が定める
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
	佐渡市補助金等交付規準の一部例外規定による
数値目標等	A 数値化
	参加人数 127人（加入者数）
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 佐渡市女性団体活動の運営が目的であるため、費用対効果の数値化はできないが、会員交歓会、研修大会、総会、その他地区活動の実績により評価する。
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年9月30日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	年度末に各関係団体に通知
事業担当	（担当部署） 社会教育課
	（電話番号） 0259-58-7356